

事業系ごみ適正排出・減量化 優良取組事例 認定基準

海老名市事業系ごみ減量化に係る支援等に関する要綱第5条より、市内事業所において事業所内の事業系ごみ適正排出及び減量化の取り組み促進のための優良取組事例認定につき、当該認定基準を以下で定める。

1 対象事業所

海老名市内に事業所を有する事業者

2 認定基準

事業系ごみ適正排出及び減量化に自主的に取り組んでいる事業者で次の事項を満たす場合に、優良取組事例として認定を行う。

(1) 次のアからエまでの全てを満たすこと（必須基準）

ア 紙類再利用への積極的取り組み

【基準判断内容】

- ・裏紙、両面コピーなど事業所内で事務用紙を無駄なく利用する取組や紙類（段ボール、新聞・チラシ、雑がみ、牛乳パック、事務用紙等）の処理に当たっては、可能な限りリサイクル業者へ引渡しを行っている。

イ 産業廃棄物と一般廃棄物の分別処理

【基準判断内容】

- ・施設内（廃棄物保管庫外）における産業廃棄物・一般廃棄物の分別（ごみ箱の区分け（特に廃プラスチックで評価））

ウ 廃棄物保管場所等の管理

【基準判断内容】

- ・廃棄物保管場所内が品目ごとに仕切られ、分別表示がある。

エ 廃棄物の処理先や収集回数の把握がなされていること

(2) 次の項目のいずれか2つを満たすこと（取組基準）

ア 厨芥類減量のための取り組みを行っていること

【基準判断の具体例】

値引き販売、発注コントロール、生ごみ処理機使用、食品リサイクルの実施など

イ ペーパーレス化やワンウェイ容器等削減へ取り組んでいること

【基準判断の具体例】

紙コップ、紙皿、割りばし、ストローの廃止、電子メディア利用の拡大など

ウ 社員等に廃棄物を減量させるための伝達・教育が行われていること

【基準判断の具体例】

社員のごみ持ち帰りの徹底、廃棄物処理のマニュアルの作成、数値目標や方針の決定・周知、ごみ対策を行う社員がいることなど

エ 廃棄物の適正処理を行うための知識を有していること

【基準判断の具体例】

産業廃棄物マニフェストの認識などの法的知識、事業系一般廃棄物のマニフェストの独自導入など

オ その他、ごみの適正排出及び減量化に関する取り組みを実施していること

【基準判断の具体例】

混入混載対策、廃棄物処理の契約方法（従量制）への変更、排出毎にごみを計量している、新たな資源化の検討など

3 認定方法

認定を受けようとする事業所（以下「申請事業所」）は、事業系ごみ適正排出・減量化優良取組事例認定申請書（別紙1）をもって市に申請する。

申請受理後、申請事業所への現地訪問を行い、市職員等によって上記（1）及び（2）を確認。基準を満たす排出者について、認定を行う。

ただし、申請日から過去一年以内に申請事業所への現地訪問を行い、上記（1）及び

(2) の確認を行っていた場合には、現地訪問結果をもって認定することができる。

市は、認定について事業系ごみ適正排出・減量化優良取組事例認定通知書（別紙 2）で申請事業所に通知する。

4 認定期間

認定期間は 3 年とする。なお、認定後に事業所訪問を行った際、認定基準を満たしている場合は更新とすることができる。

5 周知方法

優良取組事例として、市ホームページや事業系ごみパンフレットに掲載し周知を行う。

周知対応の詳細な内容については、事務局（環境政策課廃棄物政策係）で判断する。